

○喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成18年1月4日条例第172号

改正

平成18年12月22日条例第294号

喜多方市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び再生利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(市の責務)

第3条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、廃棄物の減量化及び資源化、適正処理並びに地域の清潔の保持に関する市民及び事業者の自主的な活動の促進と意識の啓発を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用、不要品の活用等により廃棄物の再生利用を図るとともに、その生じた廃棄物を環境に配慮しつつ可能な限り自ら処分し、分別して排出すること等により、廃棄物の減量、再資源化その他その適正な処理の確保について、市の施策に協力しなければならない。

2 市民は、再利用できない廃棄物及び自ら処分できない廃棄物については、市長が指定する袋を用いて、定められた期日に、定められた場所及び方法により分別して排出しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたとき又はこれを変更したときは、これを告示しなければならない。

(土地所有者等が行う一般廃棄物の処理等)

第7条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従いこれを適正に分別し、保管する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(犬、猫等の死体の処分)

第8条 占有者等は、犬、猫等の死体を自ら処分することが困難なときは、市長にその運搬及び処分を申し出ることができる。

(多量の一般廃棄物)

第9条 法第6条の2第5項の規定により、一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法の指示に関し必要な事項については、市長が別に定める。

(事業者が行う一般廃棄物の処理)

第10条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら適正に処理し、又は法第7条の規定に基づく許可を受けた者（同条ただし書の規定により許可を要しないとされた者を含む。以下同じ。）に委託して処理しなければならない。

(清潔の保持)

第11条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物を全般にわたって清潔にするため、市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、道路、河川その他公共の場所を清潔にし、汚さないようにしなければならない。

(一般廃棄物処分の委託)

第12条 市長は、区域内の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、適當と認める者に委託することができる。

(一般廃棄物処理業及び屎尿処理槽清掃業の許可)

第13条 法第7条第1項及び第6項又は処理槽法第35条第1項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、許可を受けた事項について、その内容を変更しようとするときは、変更の事由を記載した申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(許可証の交付)

第14条 市長は、前条第1項の規定により許可をしたときは、当該許可申請をした者に対し、許可証を交付する。

2 前項の規定により、許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該許可証を紛失し、又はき損したときは、再交付を受けなければならない。

(施設及び器材の検査)

第15条 許可業者は、積換施設、処理施設、運搬用器材及び清掃用器材等について、市長が行う検査を受けなければならない。

(従事者の届出)

第16条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に従事する者の住所、氏名及び生年月日を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(許可証の返納)

第17条 許可業者は、許可証の有効期間が満了し、又は営業の許可を取り消されたときは、その日から10日以内に、許可証を市長に返納しなければならない。

2 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証を返納しなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第18条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し占有者等から、次に掲げる手数料を徴収する。

(1) 犬、ねこ等の死体の運搬及び処分 1頭につき1,000円

(2) 一般家庭から排出される粗大ごみの収集、運搬及び処分 1個につき別表第1に定める額

2 市が指定するごみ処理施設（埋立地を含む。）へ直接運搬した占有者等（事業活動に伴う一般廃棄物に限る。）又は許可業者から別表第2に定める手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第19条 市長は、天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(許可申請等手数料)

第20条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を申請の際、納入しなければならない。

- (1) 法第7条第1項及び第6項の規定による許可を受けようとする者 1件につき10,000円
- (2) 凈化槽法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者 1件につき10,000円
- (3) 第14条第2項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 1件につき5,000円

(営業の休止及び廃業)

第21条 許可業者は、その業の全部又は一部を休止し、又は廃業しようとするときは、当該休止又は廃業の15日前までに市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物の処理)

第22条 法第11条第2項の規定により、市において処理することのできる産業廃棄物は、次に掲げるものとする。ただし、一般廃棄物の処理計画に支障があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(産業廃棄物の処分の費用の徴収)

第23条 法第13条第2項の規定により、産業廃棄物の焼却、破碎及び埋立処分に関し別表第2に掲げる費用を徴収する。

(費用の減免)

第24条 天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、旧喜多方市廃棄物の減量化、適正処理及び環境美化に関する条例（昭和47年喜多方市条例第9号）、旧熱塩加納村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年熱塩加納村条例第14号）、旧塩川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年塩川町条例第2号）、旧山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年山都町条例第13号）及び旧高郷村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年高郷村条例第14号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。ただし、第13条による許可のうち法第7条第1項の規定による許可については、し尿の許可区域はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における旧喜多方市の区域を除いた区域とする。

3 第18条の規定は、施行日以後の処理に係る手数料から適用し、施行日前までの処理に係る手数料については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年12月22日条例第294号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項第3号中「粗大ごみの」の次に「収集、」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第18条関係）

品名	手数料	品名	手数料
ミシン	500円	テーブル	500円
衣類乾燥機	500円	応接椅子（1人用のもの）	1,000円
ガステーブル	500円	応接椅子（2人用のもの）	1,500円
電子レンジ	500円	椅子	500円
食器洗い乾燥機	500円	鏡台	500円
湯沸機	500円	机	500円
給湯器	1,000円	敷物（ジュウタン、カーペット）	500円
風呂釜	500円	ベッド	1,000円
ストーブ	500円	ベビーベッド	500円
温風ヒーター	500円	布団・毛布	500円
扇風機	500円	ワードプロセッサー	500円
除湿機	500円	エレクトーン	500円

電気掃除機	500円	編み機	500円
照明器具	500円	流し台	500円
ステレオセット（大）	1,000円	調理台	500円
ビデオデッキ	500円	米びつ	500円
電気コタツ	500円	洗面化粧台	500円
ラジオカセット	500円	畳	500円
たんす（高さ150cm未満）	1,000円	建具	500円
たんす（高さ150cm以上）	1,500円	自転車	500円
サイドボード	500円	子供用遊具	500円
げた箱	500円	スキー板	500円
戸棚	500円	その他のもの	類似品の手数料

別表第2（第18条、第23条関係）

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料

処理区分	処理単位	手数料
焼却処理	10キログラムにつき	80円
破碎処理	10キログラムにつき	200円
埋立処理	1トンにつき	5,000円

備考

- 1 処理手数料は、廃棄物の投入1回ごとに徴収する。
- 2 焼却処理及び破碎処理手数料は、10キログラムを超える場合は、処理区分及び処理単位ごとの手数料を加算した額とする。この場合において、投入する廃棄物の量に10キログラム未満の端数がある場合は、これを10キログラムとみなして手数料を徴収する。
- 3 埋立処理手数料は、車両の最大積載量の表示量により徴収する。
- 4 埋立処理手数料は、1トンを超える車両の場合は、処理単位ごとの手数料を加算した額とする。この場合において、1トン未満の端数がある場合は、これを1トンとみなして手数料を徴収する。